

四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画
(案)

平成26年度版

(目次)

1・基本的な考え方	1
2・避難行動要支援者名簿	2
3・避難行動要支援者支援体制	4
4・避難準備情報等の伝達	6
5・避難所	6
6・福祉避難所	6
7・取組みの推進	6
8．災害に強いまちづくり	7

1. 基本的な考え方

近年において、東日本大震災や集中豪雨など自然の猛威により、家屋の倒壊、河川の氾濫、ライフラインの途絶等大きな被害が発生し、その犠牲者の多くは障害者や高齢者、妊産婦等（要配慮者）の方々であることが確認されています。災害は、いつ、どこで発生するか分かりません。災害発生時に最も重要なことは、自ら身を守ること（自助）ですが、これまでの災害の教訓を踏まえ、平常時より、自助が困難な要配慮者（避難行動要支援者）への支援体制（共助・公助）を整備しておく必要があります。

本計画は、災害対策基本法、平成25年8月に国から通知された避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針及び四街道市地域防災計画（平成26年3月）に基づき、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため策定するものです。

本計画における用語の意味は次のとおりです。

<要配慮者とは>

障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を十分理解できない外国人など、災害対応上配慮を必要とする者

<避難行動要支援者とは>

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な確保を図るため特に支援を要する者

<避難支援等関係者とは>

消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる者

<避難支援者とは>

避難支援等関係者のうち、個別計画に基づき避難行動の支援を実施する者

<福祉避難所とは>

市指定避難所での生活が困難な人を救済する必要がある場合、市の要請により福祉施設が開設する避難所

2. 避難行動要支援者名簿

(1) 名簿の作成

市は、四街道市個人情報保護条例第8条第1項ただし書に基づき、市が保有する個人情報により要配慮者の情報収集を行い、また、必要に応じ県等関係機関が保有する個人情報の提供を求め、下記の基準に該当する者を避難行動要支援者として名簿を作成します。

- ① 身体障害者：身体障害者手帳の1級・2級を所持する人
※下肢機能障害のある人3級を含みます。
- ② 知的障害者：療育手帳の㊤、A1、A2を所持する人
- ③ 精神障害者：精神保健福祉手帳の1級を所持する人
- ④ 難病患者：特定疾患治療研究事業の医療費助成患者のうち重症認定者及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療費助成患者のうち重症認定者
- ⑤ 要介護認定者：介護保険制度における要介護認定の介護度が3～5と認定されている人
- ⑥ 高齢者：介護保険制度における要介護認定の介護度が1又は2と認定されているひとり暮らしの65歳以上の人
- ⑦ その他：上記以外で単独での避難が困難と思われる人

(2) 名簿の記載事項

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載します。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 名簿の保管及び更新

市は、災害の規模等により、市の機能が著しく低下することを考慮し、名簿のバックアップ体制を構築しておくとともに、電子媒体での管理に加え、紙媒体での情報管理も行います。また、名簿情報を最新の状態に保つため、8月末日の情報により名簿の更新を行います。

(4) 名簿情報の適正な管理

市は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等に対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑に行うものとするため、名簿情報の適正な管理に努めます。

(5) 名簿情報の利用・提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができます。

また、個人情報保護の観点から、災害対策基本法その他の法律に定めのある場合を除き、避難支援等関係者への名簿情報の提供は本人の同意を得るものとしませんが、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要と認めるとき

は、本人の同意を得ずに行うことができます。

なお、避難支援等関係者への名簿の提供にあつては、次に掲げる事項など適切な管理を行うことを条件とします。

- ① 当該避難行動要支援者を担当する避難支援等関係者に限定
- ② 避難行動要支援者に関する個人情報の無用な共用・利用の禁止
- ③ 避難支援等関係者個人の守秘義務
- ④ 施錠可能な場所での保管
- ⑤ 名簿の複製は最小限の必要な範囲（当該避難支援者等）に限定
- ⑥ 名簿の提供先が団体である場合の取扱者の限定
- ⑦ 名簿情報取扱状況の報告
- ⑧ 個人情報取り扱いに関する研修の受講
- ⑨ 名簿更新時における旧名簿の返還

3. 避難行動要支援者支援体制

避難支援等関係者や避難支援者は、本人又はその家族の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。あくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うもので、災害時に避難支援等ができない場合や、事故等が発生しても、責任が伴うものではありません。そのため、災害時等の避難に関して自らの安全確保の措置を含め、地域の特性や実情を踏まえ具体的な打ち合わせを行い、平常時から避難行動要支援者との共通理解を図っておく必要があります。

(1) 避難支援等関係者は、次の者とします。

- ① 民生委員・児童委員協議会
- ② 社会福祉協議会

③ 地域包括支援センター

④ 区・自治会

⑤ 自主防災組織

⑥ 消防団

⑦ 警察署

(2) 避難支援者は、次の者とします。

① 親族

② 区・自治会構成員

③ 防災組織構成員

④ 民生委員・児童委員

⑤ 社会福祉協議会関係者

⑥ その他避難支援が可能な者

(3) 避難支援等関係者の役割

民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災組織など避難支援等関係者は、相互に連携、協力を図り、平常時より、地域の避難行動要支援者等に対する声掛けや見守りを行い信頼関係の保持に努めるとともに、民生委員・児童委員等の協力の下、自主防災組織等が、市から提供を受けた避難行動要支援者名簿の掲載者等を対象に個別支援プランを作成します。また、地域で防災訓練を実施する等、避難行動要支援者の避難支援が実際に機能するか検証を行い、最善の支援対策を検討することとします。

災害発生時等において、避難支援等関係者は、可能な範囲で避難行動要支援者の状況を把握し、避難支援者による避難支援等必要な支援を行います。

(4) 避難支援者の選定

避難支援者は、避難行動要支援者本人又はその家族が選定し、避難支援等関係者に依頼するものとします。これが困難な場合は、避難支援等関係者が避難行動要支援者等の意向を尊重し選定します。避難支援者は、避難行動要支援者1人に対し、複数人を選定することとします。

なお、基本的には、民生委員・児童委員をはじめ総合的な連絡調整を担うこととなる者等が、避難支援者となることのないよう選定します。

4. 避難準備情報等の伝達

市は、災害発生時等において、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準に基づき、防災行政無線、広報車、FAX、インターネット、携帯端末等の緊急速報メール等複数の手段を活用し、適時適切に情報の伝達を行います。

5. 避難所

避難支援者は、市が発令する避難情報等により、可能な限り避難行動要支援者を市が指定する避難所に避難させます。

市は、避難所に受付・相談窓口を設置し、地区民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会等の協力を得て、安否確認、支援ニーズ等を迅速かつ正確に把握するとともに、避難生活の環境整備に努めることとします。

6. 福祉避難所

市が指定する避難所での生活に何らかの特別な配慮が必要とされる方は、市と予め協定書を締結した福祉施設等が開設する福祉避難所に移送します。福祉避難所への移送は、原則として対象者を介助する者又は市が行います。

7. 取り組みの推進

市は、市民への普及啓発、防災訓練の実施、関係者による連絡会議の開催等を行います。また、地区民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災組織、

地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等に連携を働きかけ、地域の実情に沿った避難支援体制の構築を支援します。

8. 災害に強いまちづくり

(1) 地域防災力向上を図る取り組み

市は、出前講座や、県が主催する防災リーダー養成講座等、あらゆる機会を活用して、地域組織や近隣住民による自主的な避難行動要支援者支援対策を求めるとともに、避難行動要支援者支援訓練の実施等を呼びかけます。

市は、被災現場での活動経験のあるNPOやボランティアとの連携体制を平常時から構築しておく必要があります。

日本語を十分理解できない外国人への対策として、区・自治会やボランティア団体等への参加、避難行動要支援者自身の防災力向上に向けた支援、環境づくりを行うため、「外国人キーパーソン」や通訳ボランティア、外国語専攻大学生、日本語の堪能な外国人留学生等との具体的な連携体制の確立を行います。

(2) 避難行動要支援者自身による備えの推進

市は、避難行動要支援者に対し、平常時から「近隣や区・自治会とのコミュニケーションを密にする」、「非常持ち出し品を準備しておく」、「市や区・自治会（自主防災組織）等の実施する訓練に積極的に参加する」といった基本的な備えを促します。

(3) 福祉サービス提供者等の防災力向上の取り組み

市と福祉サービス提供者は、災害時における避難準備情報等の伝達や社会福祉施設等の被災状況の確認を円滑に行うため、平常時から緊密な連絡体制を構築します。また、市は福祉サービス提供者に対し、マニュアル整備や業務継続計画（BCP）策定、訓練実施等の取り組みを促すとともに、災害発生時も含めた必要なサポート体制を確立します。

さらに、市内の福祉施設等の定員を超過して避難行動要支援者を緊急入所

させざるを得ない場合を想定し、市内外に施設を設置している福祉サービス提供者等との連携を平常時から確保しておくこととします。

(4) 応援協定による要請と受入体制の整備

地方自治法や災害対策基本法、国民保護法等の法律のほか、市が既に締結した自治体間相互応援協定等に基づき、災害発生時には人員派遣や被災者の受け入れの要請が可能です。

今後は、それらに基づく要請手順の確認や訓練の実施のほか、適宜新たな協定の締結や既存の協定の見直しなどを行っていきます。

NPOやボランティア団体、各種支援団体等の支援を仰ぐ際には、四街道市地域防災計画の定めるところにより窓口を設置し、支援の要請や活動場所の設定等を行うこととし、平常時からその手順等を確認しておくこととします。

(5) ハザードマップ等の活用

市は、各種ハザードマップが市民に周知されるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する市の窓口での配布、インターネットによる公開等(市ホームページ、ハザードマップポータルサイト)を行うものとします。また、各種ハザードマップを用いて避難場所、福祉施設への情報伝達方法、避難経路等を平常時から確認するよう出前講座等を通じて市民への周知に努めるとともに、特に、避難支援等関係者の理解を高め、地域防災に関する意識向上を図るものとします。

併せて、区・自治会(自主防災組織)及び避難支援者等と、平常時から、災害発生時に避難支援を必要とする避難行動要支援者に関する情報を共有し、これら情報と各種ハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとします。

さらに、地域において、各種ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所や避難経路の確認等を行い、災害に備えるものとします。